

会 議 録

会 議 名 平成 27 年度第 2 回北杜市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成 28 年 2 月 4 日（木） 午後 4 時～
開催場所 北杜市役所 西館特別会議室
出席者 委員 16 名 事務局 6 名 計 22 名
出席委員： 福田国夫、藤原良一、高橋勝彦、浅川京子、進藤幸夫、名取精子、堀内敏光、
深澤久美子、赤岡直樹、浅川隆、清水康男、由井秀樹、山口博、小川昭二、
飯島博志、奈良田伸司
欠席委員： 小林富士雄、溝口透、三井梓、浅川健一、進藤俊幸、中嶋克仁、阿久津仁、
中田満、上原美奈子、谷戸嘉一
事務局： 平井市民部長、谷戸市民課長、浅川健康増進課長
市民課国保年金担当 進藤、小林 健康増進課保健指導担当 廣瀬保健師

議 題

- 1) 平成 27 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 2) 平成 28 年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について
- 3) 北杜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について
- 4) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 0 名

審議内容

1. 開会のことば

（事務局）

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、平成 27 年度第 2 回北杜市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

本日の出席委員は 16 名です。協議会規則第 5 条に規定されています定足数に達していますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

それでは、お手元の資料の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに深澤会長よりごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

2. 会長あいさつ

（会長）

皆さん、こんにちは。年度末も近くなりまして何かとお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。北杜市の国保も健全な運営がされていると思われませんが、今年度の補正予算と来年度の当初予算の説明、また、平成 28 年度からの国保データヘルス計画につきましても詳細なデータが書かれておりますので、皆様方の活発なご意見をよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に市長あいさつ、白倉市長お願いします。

3. 市長あいさつ

(市長)

本日はご多用の中、国保運営協議会にご出席いただきありがとうございます。また、皆様方には日頃より市の行政運営と国民健康保険の円滑な運営に深いご理解とご協力、ご尽力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

北杜市も合併して、新しい時代の新しいふるさとをつくろうということで誕生して12年目を迎えているわけではありますが、職員と一緒に、しっかりとした礎を築くべく全力で頑張っているところでもあります。

本会議では、始めに、平成27年度の予算執行の状況と補正予算案についてご報告するとともに、来年度の予算案についてご説明させていただきます。

北杜市国保の状況を簡単に申し上げますと、全国的な傾向と同様、医療費が年々増加しており、この5年間を平均しますと、毎年8,000万円程度増加しております。どこまで増えていくのか心配になりますが、一方で、平成26年度の北杜市の一人当たりの医療費は、県内市町村の中では低い方から8番目、市の中では2番目に低かったという結果が出ております。北杜市の国保は、平成23年度に税率改正を行って以降、税率を上げることなく健全に運営できておりますが、加入者一人ひとりが健康に気を配り、一人当たりの医療費が比較的安く抑えられていることが一因ではないかと考えているところです。

また、平成26年度の北杜市の一人当たりの国保税は、県内市町村の中で5番目に安かったという結果が出ております。市の中では最も安かったようです。参考までに、介護保険料も県下では一番安くなっており、健康長寿、元気老人が多いということでもありますので、大変ありがたく思っているところです。

これからご協議いただく平成28年度当初予算案においても、国保税率の引き上げを行わないことを前提とした当初予算の編成を行っており、引き続き健全運営の維持に努めていこうと考えているところです。年々医療費が膨らむ状況の中、このように健全な財政運営ができておりますのも、関係する皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

なお、本日は、国保保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画についてもご説明させていただきます。国保加入者の健診結果データやレセプトデータを有効に活用し、分析を行い、より効果的な保健事業を実施することで加入者の健康維持に努めなさいという主旨で、国から策定が要請されておりましたが、国保連合会の協力のもと、この度、原案が完成しましたので、このあと担当から説明をさせていただきます。

市民の皆様が安心して生活できる環境として、医療保険制度の充実と適正な運営は大変に重要でありますので、委員の皆様におかれましては、本日の会議におきましても積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

(事務局谷戸課長)

ありがとうございました。市長はこのあとの公務のため、ここで退席させていただきます。

《市長退席》

(事務局)

それでは議事に入りたいと思います。協議会規則第 3 条により会長が議長となる旨規定されておりますので、深澤会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議事

(議長)

それでは議長を務めさせていただきます。次第によりまして議事を進めて参りますので、ご協力をお願いします。まず、会議録署名委員を指名します。15 番堀内敏光委員、18 番赤岡直樹委員、19 番浅川隆委員。以上 3 名を会議録署名委員として指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議事の 1 番、平成 27 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案(第 2 号)について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、平成 27 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案(第 2 号)についてご説明いたします。資料は 1~2 ページになります。

始めに 1 ページの歳入からご説明いたします。予算項目ごとに左から①平成 27 年度予算現額、②3 月補正(案)、③3 月補正後予算額、④決算見込額の順にまとめてあります。3 月補正にて予算の増減を予定している箇所と、補正後予算額、決算見込額を中心に説明させていただきます。

まず保険税ですが、合計欄をご覧ください。予算現額 14 億 8,315 万 1 千円に対し、3 月補正で 1 億 83 万 4 千円を減額し、3 月補正後予算額は 13 億 8,231 万 7 千円となります。減額となった要因といたしましては、被保険者数の減少、国保加入者の高年齢化に伴う所得の減少、税制改正による保険税軽減措置の拡大等によるものであります。

続いて、国庫支出金の合計欄をご覧ください。3 月補正で 1 億 1,746 万 4 千円を減額し、補正後予算額は 13 億 3,393 万 7 千円となります。主な理由ですが、保険給付費の支出額に応じて一定割合で交付される療養給付費負担金や調整交付金の減額によるものです。

続いて、療養給付費等交付金です。これは退職者医療制度に対する交付金です。退職被保険者の減少に伴いまして、3 月補正で 2,904 万 4 千円を減額し、補正後予算額は 1 億 7,750 万 7 千円となります。

続いて前期高齢者交付金です。これは 65 歳~74 歳の医療給付費等に応じて交付されるものですが、3 月補正予算で 4,037 万 4 千円増額し、補正後予算額は 17 億 3,607 万 6 千円となります。内容は、前々年度の確定精算による増額です。

続いて県支出金です。主な補助金は、特定健診の補助金や県分の調整交付金になります。3 月補正にて 2 億 1,167 万 6 千円減額し、補正後は 2 億 5,757 万 9 千円となります。県調整交付金の減額が主な内容です。

続いて共同事業交付金になります。医療費の伸びに伴い大幅増となりそうです。3 月補正にて 1 億 9,761 万 9 千円増額し、補正後予算額は 14 億 2,111 万 5 千円となります。

続いて繰入金です。こちらは国民健康保険に係る職員の人件費、事務費、国からの財政支援、県の単独事業である窓口無料化事業の実施に伴う医療費の負担増に対する県補助金などの繰り

入れとなります。一般会計繰入金の計をご覧ください。3月補正で1億466万8千円増額し、5億4,539万円となります。保険税の軽減措置の拡大に伴う減収分を補うため、一般会計に国から保険基盤安定負担金や地方交付税が増額交付されておりますので、この増額分を一般会計から繰り入れるというのが主な内容です。

基金からの繰り入れは、歳入、歳出の状況を見まして、1,471万2千円減額します。

次に繰越金です。前年度の剰余金ですが、ここで留保していた分を全額予算計上いたしまして、補正後予算額は3億4,699万3千円となります。

歳入の合計ですが、3月補正予算で1億4,586万8千円増額し、補正後予算額は73億689万6千円となります。また、決算見込額は1月20日現在の数字ですが、73億893万3千円となっております。

つづいて、2ページの歳出の状況になります。

まず、総務費です。主な内容は職員の人件費、一般事務経費、国保税の徴収に関する事務経費などです。3月議会で補正は予定しておりませんが、決算額は5,170万5千円を見込んでおります。

続いて保険給付費になります。保険給付費は歳出の約6割を占めるものであります。3月補正で8,050万円を増額し、補正後予算額を43億9,622万5千円としております。C型肝炎の非常に高額な新薬が処方開始になったことなどから、年度後半に入って医療費が伸びてきておりますので、ここで増額させていただきます。決算見込額は43億1,742万円です。

後期高齢者支援金等は、4,846万3千円減額し、補正後予算額は8億9,137万6千円となります。

前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金は補正の必要がありません。

共同事業拠出金は、医療費の伸びに伴いまして9,090万3千円増額し、補正後予算額は14億4,125万9千円となります。

保健事業費は補正ありません。決算の見込みは7,510万3千円です。

基金積立金、公債費は、補正がありません。

続いて、諸支出金です。繰出金を2,292万8千円増額いたします。施設整備と救急患者の受入体制を支援するため、塩川、甲陽の両市立病院に対する国の交付金が国保会計に入りますので、その分を病院事業会計へ繰り出すものです。

歳出合計ですが、3月補正にて歳入と同額の1億4,586万8千円を増額し、補正後予算額は73億689万6千円となります。また、決算見込額は71億9,916万3千円となり、1月末現在での見込みではありますが、歳入歳出差引額は1億977万円となっております。

なお、最後に今後の見通しとして①から④まで挙げさせていただいております。今後の医療費の伸びが小幅であれば保険給付費の不用額が多くなり、予備費も不用となる可能性があります。また、北杜市国保の経営姿勢が評価され、一昨年、昨年に続いて3年連続で国の特別調整交付金の交付対象団体に選定される見込みとなりましたので、歳入が増えることが予想されます。これらによって決算状況にゆとりが出れば、財政調整基金の取り崩し1億円は減額または回避できる可能性があります。

以上で、補正予算案についての説明を終わらせていただきます。

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員の皆さんの中で、この件について何かご意見はあり

ますか。

(委員)

病院への繰出金に関連して、市立病院の運営に対する会議等はありませんでしたか。

(浅川健康増進課長)

市立病院の運営状況については、甲陽病院があまりよくありませんので、平成 26 年度から 3 年間の病院改革プラン第 2 期計画を策定し、改革プラン策定委員会の中で状況のご説明やご審議をいただいております。今年度は決算の出たところで 1 回開催しております。

(委員)

両病院において、医師の増減はありましたか。

(事務局)

常勤の医師につきましては塩川・甲陽とも 7 名います。平成 27 年 4 月に塩川病院は 1 名増員となっております。

(委員)

諸支出金の繰出金は、この辺に関連して支出されているのですか。

(事務局)

国保会計の方では、直営診療施設のハード面の整備に関する部分について病院に支払っていて、病院職員の共済費や退職手当などに係る部分については健康増進課が一般会計から繰り出しています。

(事務局)

病院の人的な充実を図るという点では、現在も医師の増員を図るべく努力はしておりますし、財政面では国保とは別サイドで様々な支援をしています。

(委員)

それでは、国保の直営診療施設整備繰出金の中身について、もう少し説明をお願いします。

(事務局)

約 2,300 万円のうち、約 1,600 万円が塩川病院の医師住宅整備に関する補助金で、残りは医療機器の整備に対するものです。医師住宅の整備に関する部分を除くと、金額的には例年と変わりません。

(議長)

その他にご意見はありますか。

無いようですので、この件について原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしと認め、原案どおり承認することとします。続いて、議事の 2 番、平成 28 年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について、を議題とします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、平成 28 年度北杜市国民健康保険特別会計の当初予算案についてご説明いたします。資料の 3 ページをお願いします。歳入の予算項目ごとに平成 26 年度決算額、平成 27 年度当初

予算額、平成 28 年度当初予算案、増減を記載してあります。

始めに訂正をお願いしたいのですが、⑨繰入金の財政調整基金、平成 28 年度当初予算額が 2 億円となっておりますが 2 億 2,000 万円に訂正しまして、逆に⑩繰越金の前年度繰越金、平成 28 年度当初予算額を 5,176 万円から 2,000 万円減らして 3,176 万円に訂正をお願いします。

それでは、表の右から 2 列目に記載してあります、28 年度当初予算案の欄で要点のみご説明いたします。

まず、①保険税の合計欄をご覧ください。一般・退職分それぞれ課税いたしまして、合計が 14 億 315 万 4 千円、前年度比 7,999 万 7 千円の減となります。被保険者数の減少と軽減措置の拡大に伴い減収を見込んでおります。なお、保険税につきましては、歳出の保険給付費の状況によっては税率の改正も考えなければならぬところですが、基金が比較的多くありますので 28 年度につきましても税率を据え置くことを前提として予算編成しております。この税率につきましては、正式には 6 月議会開催前に予定しております次回の運営協議会においてご協議いただきたいと思っております。

続いて、③の国庫支出金です。14 億 9,896 万 2 千円で、前年度比 4,756 万 1 千円の増額となります。療養給付費負担金と調整交付金の増が主な内容です。

続いて、④療養給付費交付金は退職者医療制度に係る交付金ですが、1 億 7,001 万 1 千円。制度が終了に向けて縮小しておりますので 3,654 万円の減。

続いて、⑤前期高齢者交付金です。これは 65 歳から 74 歳までの加入者の偏在による医療負担の不均衡等を是正するものですが、北杜市は加入割合が高いためさらに増えまして 18 億 3,848 万 4 千円の交付を受けられます。

続いて、⑥県支出金ですが、予算額は 3 億 5,493 万 6 千円。調整交付金の減額が大きくなっています。27 年度に保険財政共同安定化事業について制度改正があり、拠出が増えた場合に特別調整交付金で手当てしてもらえ制度ができましたので、27 年度は 1 億 2,000 万円ほど予算計上したわけですが、1 年運用してみたところ想定より拠出の超過が少ないことが分かりましたので、28 年度につきましては予算計上を見送っております。

続いて、⑦共同事業交付金は 13 億 9,617 万 9 千円。国保連合会へ共同事業として拠出した分、交付金として交付されるものです。1 億 7,268 万 3 千円の増です。

⑧財産収入は基金の利子となりますが、18 万 5 千円を計上しています。

⑨繰入金ですが、訂正になりまして、合計 7 億 6,307 万 3 千円で、前年度比 2 億 235 万 1 千円の増。財政調整基金からの繰り入れ、積立金の取り崩しのことですが、給付費の増加等に対応するため 2 億 2,000 万円計上させていただきました。予算ですので、多めに計上しておりますが、決算の段階では全額取り崩すということはないと思われま。

⑩繰越金は訂正していただきまして 3,176 万円。879 万 1 千円の減。残りの金額については予備財源として予算計上を留保いたします。

⑪諸収入は 1 万 3 千円となります。

歳入合計は、今年も大幅に増えまして 74 億 5,725 万 8 千円、前年度比 3 億 2,573 万 5 千円の増という内容になります。

次に、資料の 4 ページをご覧ください。歳出の状況になります。

まず、①総務費ですが、職員の人件費、一般事務経費、国保税の課税に関する事務経費などが主な支出になります。予算額計 5,654 万円。前年度比 311 万円の増となっております。職員

給与、国保連合会負担金、郵送料等の増によるものです。

続いて、②保険給付費をご覧ください。医療費の国保負担分、高額療養費、出産育児一時金などが主な支出項目になります。合計で予算額 44 億 6,523 万 8 千円。前年度比 1 億 4,951 万 3 千円の増となります。高齢化の進展、高度医療の提供等により今後も年々増加していくものと思われま

す。続いて、③後期高齢者支援金等は 9 億 4,152 万円。若干の増加を見込んでおります。

④前期高齢者納付金は 62 万 3 千円。⑤老人保健拠出金は 4 万 8 千円。

⑥介護納付金は 3 億 7,272 万 9 千円。介護 2 号被保険者である 40 歳から 64 歳の介護保険制度に対する負担分になります。

⑦共同事業拠出金です。山梨県全体で行っている高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する支出となりますが、国保連合会の試算に基づいて予算計上しております。28 年度は 15 億 1,919 万 9 千円で、1 億 6,884 万 3 千円の増加となっております。

⑧保険事業費は、特定健診及び疾病予防費に対する支出となりますが、予算額は 7,437 万 4 千円となります。

⑨基金積立金は 18 万 5 千円、基金の預け入れ利子分となります。

⑩公債費は 50 万円。

⑪諸支出金は合計で 630 万 2 千円。

⑫予備費は例年どおりの 2,000 万円です。

以上、歳出合計は歳入と同様に大幅に増えまして、74 億 5,725 万 8 千円となります。

平成 28 年度当初予算案の説明は以上となります。ご意見等がありましたらよろしくお願

いします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員の皆さんの中で、この件について何か意見はありま

せんか。

(議長)

無いようですので、この件について原案どおり承認することによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続いて 3 番、北杜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定についてを議題とします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは 3 つ目の議題になりますが、北杜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定についてご説明させていただきます。

事前に送らせていただきました、(表紙に水色の熊のキャラクターが載っている)こちらの計画書を本日お持ちいただいていると思います。委員の皆様のお手元にはできるだけ早めにお届けしようと思っていたのですが、作業がギリギリまでかかってしまいまして、やっと先週お送りすることができた状況ですので、事前に目を通していただく時間があまりなかったかもしれませんが、本日はご意見等があれば伺いたいと思います。

さて、データヘルス計画とはそもそも何かということではありますが、はじめに会議資料の5ページをご覧くださいと思います。

背景のところに簡単にまとめさせていただきましたので、読み上げたいと思います。「特定健康診査の実施や診療報酬明細書（レセプト）等の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいる。こうした中、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部が改正され、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための「保険事業の実施計画（データヘルス計画）」を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこととされた。」ということでもあります。

近年は、健診の結果データや医療機関での診療内容が書かれたレセプトなどの各種データがパソコン上に蓄積されてきておりますので、これらのデータを活用して、加入者の健康の問題点等を分析して、それに沿った保健事業を実施していきなさいよということでもあります。平成26年度に入った頃から、計画書の作成を国が市町村に要請してくるようになりました。

目的のところを読みますが、「これまでも、保険者においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、「特定健診等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところであるが、今後は、さらなる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められている。」ということでもあります。

次に、計画の期間についてであります。計画書の2ページをご覧ください。保険者は関連する各種計画との整合性を踏まえつつ計画期間を定めることとされています。中でも、国保には他に「特定健診等実施計画」という計画がありますが、これは保健事業の中核をなす特定健診と特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであり、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」と一体的に策定することが望ましいとされていますので、この計画期間とは一致させる必要があります。「特定健診等実施計画」は、第1期が平成20年度から24年度、現在進行中の第2期が平成25年度から29年度までとなっておりますので、今回のデータヘルス計画は平成28年度、29年度の2年間の計画とし、平成30年度以降については、この2つの計画を合体し平成34年度までの計画とする、という流れになるかと思えます。

今回の策定にあたっては、業者委託するという選択肢もありましたが、委託料が300万円から400万円かかるということでしたので、国保連合会に設置された支援・評価委員会のバックアップを受けながら、おもに私と廣瀬保健師が自力で作成を進めてまいりました。

このため、不十分な点があるかも知れませんが、ご理解いただけるとありがたいと思います。

なお、本日、国保運営委員の皆様にご意見をいただきました後、2月8日から26日までパブリックコメントという市民の皆様からの意見聴取を予定しております。その後最終的な確認等を行いまして、3月に市議会への説明、4月計画スタートという流れになりますのでよろしくお願いいたします。

計画の内容につきましては、廣瀬保健師から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(保健師)

=計画の内容説明=

(議長)

事務局の説明が終わりました。委員のみなさまの中にご意見、ご質問ございますか。

(委員)

県、北杜市、類似団体の国保被保険者の死亡率に関するデータはあるでしょうか。それから、AEDの使用実績、使用方法の掲示等による周知、設置場所の周知はどのようになっているでしょうか。

(事務局)

国保被保険者の死亡率については後日ご用意させていただきたいと思います。AEDにつきましては、貴重なご意見でございますので、担当課の方にお伝えをさせていただきます。

(委員)

計画の目標は良い設定をされていると思いますが、今後の取り組みが一番肝心だと思います。市民課と健康増進課の連携をうまくとって、やれるところから、しっかりと成果を出してもらえればと思います。

(保健師)

横の連携をしっかりと図りながら、実施していきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

(委員)

北杜市の医療費が低くなっている要因としては、元気なお年寄りが多いというのが大きいですが、一方で、交通事情や医療施設の状況から受診しにくいという可能性もあると思います。訪問医療とか送迎の充実とか、そういった点にも担当者は十分に配慮する必要があると思います。

(保健師)

貴重なご意見ありがとうございます。生活習慣が違いますので、今の50才代、60才代の方々がお年寄りになったときには、今の80才代、90才代の方々のように元気な状態は維持できないと考えられます。若いうちからの指導に力を入れて計画を推進していきたいと思います。

(委員)

平成30年度から国保の運営が県に移行されるという話しですが、移行会議の方はどのようになっていますか。

(事務局)

国の方では、国保の基盤強化会議において協議が進んでおり、山梨県では、市町村国保連携会議にワーキンググループが設置され、国保運営方針、市町村納付金、保険者努力支援制度等について話し合いがされています。県への運営協議会の設置、標準保険料率の算定、税と料金の一本化をどうするか等について具体的に協議が進んでいるようですが、詳細につきましては県の方から順次報告があると思いますので、皆様にも情報をお伝えさせ

ていただきたいと思います。

(議長)

その他、この件についてご意見はありますか。

無いようですので、この件については進めていただきたいと思います。

次に、議事の4番その他になります。事務局で何かございますか。

(事務局)

その他の議題といたしまして、私の方から2点、健康増進課から1点お願いしたいのですが、まず1点目といたしまして、平成28年度に予定されている国保税の改正について内容をご説明させていただきます。資料の6ページになります。

平成26年度、27年度に行われた税制改正と同じような内容になっておりまして、3年連続の改正になります。同じような説明の繰り返しになって恐縮ですが、その都度金額が変更になっておりますのでご説明させていただきます。なお、この改正には市の国保税条例の改正が必要となりますが、4月1日付の専決処分になることが想定されますので、委員の皆様事前に内容をお伝えさせていただくものです。

資料は税制改正の内容をまとめたものですが、「1. 大綱の概要」と書いてある部分をご覧ください。まず1点目として、「国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、①②のように引き上げる。」というものであります。「2. 制度の内容」の左半分が改正前の現行の内容で、右半分が改正後の内容になっておりますが、具体的には点線に囲まれた部分(■課税限度額(現行)と書いてある部分)をご覧ください。変更箇所は太字になっている所です。基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円から19万円にそれぞれ引き上げることになります。介護納付金課税額については変更ありません。

保険税は基礎課税額としての医療保険分と、後期高齢者支援金分、介護保険分の3項目についてそれぞれ計算し、その合計を課税させていただいております。この3項目にはそれぞれ上限額が定められていて、どんなに所得が高くても上限額以上には課税できない仕組みです。新年度の課税からは、この3項目のうち、医療保険分と後期高齢者支援金分についての上限額をそれぞれ2万円引き上げることになります。これにより、3項目を合計しての課税上限額は85万円から89万円に引き上げられます。

2点目の変更点は、「1. 大綱の概要」の4行目になりますが、「国保税の減額の対象となる所得の基準について、①②のように引き上げを行う。」というものであります。資料の一番下の点線に囲まれた部分をご覧くださいなのですが、左側が改正前で右側が改正後の内容となります。

国保税はその世帯の所得が低い場合に均等割と平等割の部分を7割、5割、2割と軽減しているのですが、5割軽減の基準について、被保険者の数に乗ずる金額を26万円から26万5千円に引き上げることになっております。夫婦2人世帯の場合を例にしますと、33万円に夫婦2人分で26万円を2回足して、所得85万円以下で5割軽減を受けられるとなっていたものが、33万円に26万5千円を2回足して、所得86万円以下であれば5割軽減を受けられることとなります。つまり、5割軽減を受けられる基準がこれまでより緩和され、1万円高くなったということになります。

また、2割軽減の基準につきましても、被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円

に引き上げることとなります。これまでより所得が2万円高い人まで2割軽減を受けられることとなりますので、これにより、やはり軽減対象の世帯は増加することとなります。

このように、今回の制度改正も全体として、所得の多い人にはより多くの負担を求め、低所得者の負担は軽減するという趣旨のもとで行われております。

続きまして、その他の内容の2点目となります。毎年ご報告させていただいておりますが、資料の7～12ページに、平成26年度の事業実績に基づく各種データをご用意できましたので簡単にご説明いたします。

まず7ページは1人当たり医療費の状況となります。北杜市は295,320円で、県内27市町村の中では少ない方から8番目となります。県平均は320,098円で、本市は24,778円少なくなっております。

8ページは保険税の1人当たりの調定額となります。北杜市は90,179円で、安い方から数えると県内で5番目ということとなります。なお、一世帯当たりの調定額は155,659円となります。

9ページは国保税の収納率となります。一番右側の列を見ていただきたいのですが、北杜市は94.75%で、県内では10番目に収納率が高いということとなります。

10ページは財政調整基金の保有状況、つまり、予備財源としての積立金の残高についてです。北杜市の保有額は4億3,809万3,318円と県内では3番目に多く、被保険者一人当たりでは26,780円、県内第9番目です。

11ページは特定健診、いわゆるメタボ健診の受診率となります。平成26年度は前年から少し上がりまして48.2%で、市の中では4番目、市町村全体では11番目の数字となります。しかし、特定健診等実施計画の目標値であります54%を下回っておりますので、引き続き受診率の引き上げに努めていきたいと思っております。

12ページは特定保健指導、つまり、11ページの特定健診で指導対象となった方の指導実施率となります。平成26年度は53.6%、市の中では6番目、市町村全体では12番目となっております。こちらも数字といたしましては若干改善しましたが、計画目標値の60%を下回っておりますので、改善に努めたいと考えております。

次に、その他の内容の3点目となりますが、健康増進課長さんからお願いします。

(事務局)

お手元にお配りした資料を使って説明をさせていただきます。平成28年4月から、明野町に開所しております北杜市立辺見診療所においてリハビリテーション事業を実施させていただくという内容となります。

辺見診療所の先生は在宅医療に非常に熱心な先生でして、月曜日から金曜日の午後、在宅診療を年間600件程度行っております。この中で、往診先の状況をみますと、徐々にベッドでの寝たきり生活に移行する患者さんが増えていたり、筋力低下が進んでいるという状況があります。また、市内においてリハビリを実施していた事業者が2つとも事業をやめてしまったため、市内に事業者がいらないという状況も発生しております。しかし、高齢化が進む中、訪問リハビリテーションに取り組むことは急務でありますので、4月より辺見診療所に理学療法士1名を採用し、訪問リハビリテーションを実施することとなりました。

導入目的といたしましては、①受診時及び訪問診療時におけるリハビリテーションにより筋力低下を防ぎ、生活のクオリティーを上げる。②筋力低下による骨折等の防止を行い、

寝たきり生活にならないようにする。③理学療法士による専門的見知から、ケアマネージャー、訪問看護師、介護者等への適切な相談、指導ができる、というような目的の中で事業を始めていきたいと思います。

今後の見込みですが、第4次ゆうゆうほくとふれあい計画、つまり介護保険計画ですが、これは平成27年度から29年度の3年計画になっておりまして、この計画値をみていただきますと、訪問リハビリテーションですと平成26年度の1.5倍強を見込んでおります。介護予防訪問リハビリテーションについても同じように、26年度に対しまして1.5倍強を見込んでおりますが、事業者がないというような状況でありますので、このうちの30%から40%の患者さんを見込み、また、蕪崎市民も辺見診療所に通院しておりますので、事業の対象圏域として蕪崎市も見込むことができます。

事業の効果といたしましては、導入目的と重複しますが、①リハビリを実施することで、状態の重症化を抑制し、薬物療法の削減に繋がり、医療費の削減を図ることができる。②高齢者が疾病をかかえていても、自宅等住み慣れた生活の場で、家族等に囲まれたクオリティーの高い自分らしい生活を続けることができる。③骨折等による退院後のリハビリを、在宅で実施することで、再骨折防止に繋がる。④高齢者が自立することで、介護者の介護量の減少に繋がる、などという効果があると考えております。

最後になりますが、地域包括ケアシステムを推進していく上で、他職種との連携は重要であり、市地域包括支援センターとは、特に連携を図り、より効果的にサービスが提供できるよう努めてまいりようと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありますか。

(議長)

無いようですので、この件については終わります。

委員のみなさんで、その他にご意見はありますでしょうか。

(議長)

無いようですので、以上で議事を閉じます。ありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたりありがとうございました。閉会のことばを浅川職務代理にお願いいたします。

5. 閉会のことば

(職務代理)

遅くまで慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。データヘルス計画の作成にあたりましては、担当者それぞれ本当にご苦労されたのではないかと感謝申し上げます。各委員さんからも今後の活用についてご意見をいただき、ご理解をいただけたものと思えます。

私たちは昨年12月に委員の任命を受けたわけですが、はや1年以上が経ちました。任期も残り10か月となりましたが、その間体に十分気を付けていただいて、この会がますます有意義なものとなりますよう祈念いたしまして閉会の言葉とさせていただきます。

時刻 午後6時00分